



ミャンマー:新型コロナウイルス (COVID-19)に関するアップデート 工場、作業場および職場における新型コロナウイルス予防・管理ガイドラインの概要 (2020年4月1日時点)

執筆者: 今泉 勇、ソー・ニャン・トゥン

※ 本書は、2020年4月1日時点の情報に基づいて執筆しております。

ミャンマー保健スポーツ省は、2020年3月30日、全ての職場を対象とした新型コロナウイルス予防・管理ガイドラインの最新版(以下「本ガイドライン」といいます。)を発出しました。本ガイドラインでは、職場への立ち入りおよび勤務中における指示等を含め、使用者、従業員および上長が講ずるべき措置の概要が示されています。以下が本ガイドラインの主要な点です。

使用者向けのガイドライン

使用者は、非接触式体温計または発熱探知装置を設置し、従業員の職場への立ち入りを許可する前に、従業員に新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がないかを確認する必要がある。従業員の体温が38度以上の場合には、当該従業員の職場への立ち入りを認めるべきではないとされています。また、使用者は、妊娠中の従業員および新型コロナウイルスの感染の疑いのある者と同居している従業員についても監督を行い、これらの者が職場に立ち入らないよう努めるべきであるとしています。さらに、使用者は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、従業員の公共交通機関による通勤を避ける措置として、従業員に対し職場への往復の交通手段を手配し、また、手指消毒剤、ティッシュペーパー、マスクの手配、および録画または音声により健康管理意識を促進することが求められています。

また、使用者は、全従業員が、職場への立ち入り時および滞在中、勤務中、食堂またはトイレの利用時、ならびに会議またはセミナー開催時において、互いに約1メートルの距離を維持できるようにしなければなりません。使用者は、石鹸、水、手指消毒剤およびティッシュペーパー等の手洗いのための十分な環境を整え、各従業員が頻繁にかつ正しい方法で手洗いおよび拭取りを行うことができるようにする必要があります。使用者はまた、多くの従業員がトイレに並ぶことがないよう、さらに、トイレのドアおよび水洗ボタンの頻繁な消毒、十分な数のごみ箱、ならびにごみ箱の中身の適切な回収が行われるようにしなければなりません。使

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

用者は、食堂、一般の人との頻繁な接触がある場所、およびその他職場の全ての場所に設置されているテーブルの表面を、石鹼および水またはアルコール濃度 70%の消毒液で頻繁に清掃するよう指示することが求められています。

さらに、使用者は、従業員が個人防護具の共有および清掃等を避け、互いに濃厚接触することがなく働けるようにしなければなりません。使用者は、従業員に対し、エレベーターの利用を控え、その利用が必要不可欠である場合には、一度に 4 人以下で利用をするよう促すべきであるとされています。また、使用者は、大人数での会議またはセミナーの開催の自粛が求められています。

従業員向けのガイドライン

従業員は、頻繁に石鹼および水で手洗いをし、手洗いをせずに目、鼻および口を触ってはならないとされています。従業員は、できる限り密集した場所を避け、体温が 38 度以上である、または咳、呼吸困難、倦怠感がある場合は、職場に立ち入ってはなりません。従業員は、使用者が手配した交通手段のみを利用し、公共交通機関の利用は控えるべきとされています。また、帰宅時には、すぐにシャワーを浴びて衣服を洗うよう求められています。

上長向けのガイドライン

従業員の上長は、手洗いの正しい方法について従業員に実演して教え、従業員が手洗いの正しい方法を遵守しているかどうか監督することが求められます。また、上長は、従業員の体温を測定し、従業員の間で疑いのある症状がないかを常に監視しなければなりません。さらに、上長は職場の来訪者についても監視することも求められています。

建設現場

一つの現場で 50 人を超える従業員が働いてはなりません。また、出勤した従業員の人数は毎日記録しておかなければなりません。

終わりに

本ガイドラインの法的性格や適用範囲は条文上不明確であり、その明確な根拠法令もありませんが、これを遵守しておくことが推奨されます。本ガイドラインは、新型コロナウイルスの流行を抑制し防止するために、労使の双方によって職場でとられるべき包括的な対策です。関係当局への初期的ヒアリングによれば、本ガイドラインは、保健スポーツ省が、職場における安全のために行った提言に過ぎない、したがって、同省に現段階でその違反者を処罰する意図はありませんとのこと。しかし、同省やその他の当局が、今後、本ガイドラインを強制したり、違反者を処罰しようとすることは十分に考えられます。

以上



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士 ヤンゴン事務所副代表

i.imaizumi@jurists.co.jp

インドおよびベトナム駐在経験後、新興国業務における豊富な経験を生かし、ミャンマー関連業務(M&A/JV 等進出段階のアドバイス、および進出後の企業間紛争対応等)に集中的に関与。2019年7月よりヤンゴン事務所副代表としてより幅広いミャンマー案件に対応。

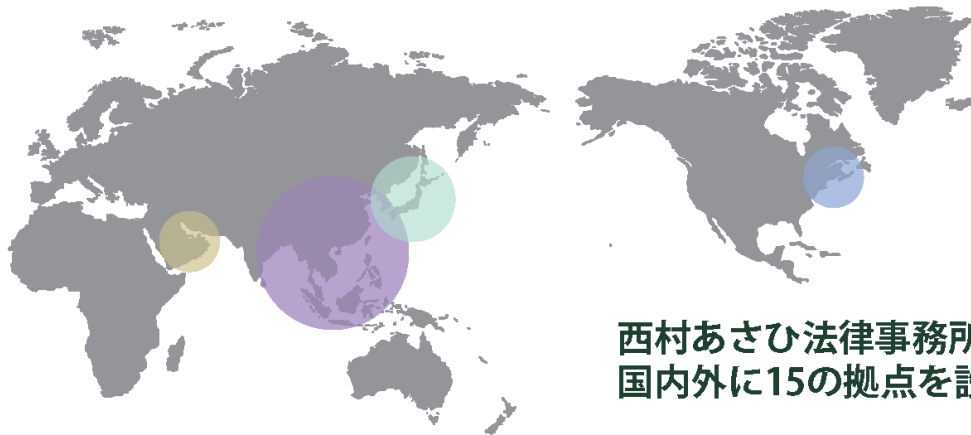


ソー ニャン トウン
Saw Nyan Htun

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 フォーリンアトニー

saw.nyan.htun@jurists.jp

2018年ミャンマー上級弁護士資格取得。2004年モーラマイン大学(B.A.)、2011年アサンプション大学(タイ)(B.S.)、2016年ヤンゴン大学(PGDL)各卒業。労務関連業務を中心として、数多くのミャンマー関連業務を取り扱った経験を有する。



西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に15の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600 E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所 *外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。